

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：家庭児童福祉費

事業名 第2子以降放課後児童クラブ利用料減免補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子育て支援課 子育て支援係

電話番号：058-272-1111 (内 2680)

E-mail：c11236@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 6,708 千円 (前年度予算額：5,749 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	5,749	0	0	0	0	0	0	0	5,749
要求額	6,708	0	0	0	0	0	0	0	6,708
決定額	6,708	0	0	0	0	0	0	0	6,708

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・平成26年度に県が実施した調査によると、理想の子ども数が持てない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が4割超と最も多く、子育て世帯への経済的支援の充実を図る必要がある。
- ・平成26年度に国が策定した「少子化社会対策大綱」における今後の方向性として、「多子世帯における子育て、保育など様々な面での負担軽減に取り組む」とされている。
- ・一方、放課後児童クラブは小学校就学児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に学校の余裕教室等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えるものであり、児童の健全育成とともに、保護者の就労継続を担保し、安心して子どもを産み育てる環境づくりには必須のものである。
- ・核家族化、男女共同参画社会の進展などに伴いニーズが増加する放課後児童クラブにおける利用料減免を通して、子育て世帯への経済的支援と安心して子どもを産み育てることができる体制を整える。

(2) 事業内容

放課後児童クラブに2人以上児童を通わせている世帯に対し利用料減免を実施している市町村に対して、県が定める上限額の範囲内において、利用料減免額の1/2の費用を補助する。

- ・基準額：対象児童1人当たりの利用料減免額の上限 10,000円/月。
- ・所得制限：市町村民税所得割合算額 97,000円未満

(3) 県負担・補助率の考え方

県 1/2、市町村 1/2

(4) 類似事業の有無

有（多子世帯に対する補助）

- ・第3子以降保育料無償化事業費補助金

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	6,708	市町村補助金
合計	6,708	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・総合戦略 2 健やかで安らかな地域づくり ②子どもを産み育てやすい地域づくり

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	第2子以降放課後児童クラブ利用料減免補助金
補助事業者（団体）	市町村 （理由）放課後児童クラブ事業の実施主体であるため
補助事業の概要	（目的） 子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境を整える。 （内容） 2人以上の児童を放課後児童クラブに通わせる世帯に対し、市町村が2人目以降の利用料の減免を実施する費用について補助する。
補助率・補助単価等	定額・ 定率 ・その他（例：人件費相当額） （内容）県1/2、市町村1/2 （理由）事業費の1/2を補助し事業実施を促す。
補助効果	減免制度により、子育て世帯の経済的負担が軽減され、安心して子どもを育てる環境を整えることができる。
終期の設定	終期令和6年度 （理由） 少子化対策の一環として有効な制度であり、県内における少子化の動向を踏まえながら、終期を決定する。

（事業目標）

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>2人以上の子どもを持ちたいと思う保護者が、安心して子どもを産み育てることができる環境を整える。</p>

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H28年度末)	目標 (R元年度末)	目標 (終期)
①第2子以降利用料減免実施市町村	8	24	42

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度 (要求)
補助金交付実績	2,222千円	3,459千円	4,023千円	(予算額) 5,749千円	(要求額) 6,708千円
指標①目標	20	22	24	42	42
指標①実績	8	9	13	(推計値) 15	(推計値) 42
指標①達成率	40%	41%	63%	(推計値) 36%	(推計値) 100%

(前年度の成果)

子どもが2人以上いる世帯の放課後児童クラブ利用料減免事業を15市町村で実施する見込みであり、県内子育て世帯の支援につながった。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項
県内の対象世帯が等しく利用料減免を受けられるよう実施市町村の拡大を図る必要がある。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）
○：必要性が高い、△：必要性が低い

(評価) ○ 人口減少問題の解消は重点事項であり、放課後児童クラブ利用料の減免措置は少子化対策の一環として事業実施の必要性は高い。

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）
○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている
△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) ○ 経済的負担感を理由に、子どもをあきらめるケースや、子どもを放課後児童クラブに預けない世帯もあり、利用料の減免措置への補助は有効である。

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）
○：効率化は図られている、△：向上の余地がある

(評価) ○ 利用料減額・免除の内容設定は事業実施主体の市町村に委ねて実施主体の利便性を図っており効率化が図られている。

(事業の見直し検討)

少子化対策の一環として実施するものであり、県内における少子化の動向を見ながら事業内容の見直しを行う。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)

放課後児童クラブの第2子以降の利用料減免は、少子化対策の一環として有効な事業であるため。